10/25

税逃れの海外移住に網

相続税、居住5年以上にも

政府・与党検討

政府・与党は海外資産への相続課税を抜本的に見直す方針だ。相続人と被相続人が5年以上海外に居住している場合、海外資産には相続税がかからないが、課税できるようにする。税逃れに歯止めをかける狙いだ。日本で一時的に働く外国人が死亡した場合、海外資産にも日本の相続税をかける現状も変える。

自民税調は2017年度税制改正大綱に盛り込む方向で議論を始める。

日本の相続税は亡くなった人の資産が一定額以上だと税率がかかる。たとえば夫が亡くなり、妻と子2人が相続する場合は土地や現金、有価証券などの資産額が4800万円を超えると原則、超えた額に税金がかかる。

海外資産も課税対象だが、相続人と被相続人が海外に住所を移してから5年以上たち被相続人が亡くなった場合、海外資産には税がかからない。

富裕層の中には「シンガポールなどに資産を移し、5年を超えるように海外に住む人がいる」(都内の税理士)という。財務省は日本国籍を保有する人や10年以上海外に居住していない人には海外資産にも相続税をかける案などを検討する。

同時に日本で一時的に働く外国人が亡くなった場合に日本の相続税が全世界の資産にかかる現状も見直す。海外資産は対象から外し、日本の資産にだけ相続税をかける。

「相続税を理由に日本で働くことを敬遠する高度人材がいる」(在日米国商工会議所)。日本に永住権を持っていたり、5年以上日本に住んでいたりする外国人には海外資産にも相続税を課すが、それ以外の人は対象から外すなどの案が出ている。

大手企業では外国人を経営陣に迎えるケースが増えている。経済界からも日本の相続税が海外人材登用の障害になっているとの指摘がある。